

医薬監麻発 0630 第 8 号
令和 7 年 6 月 30 日

各都道府県薬務主管部（局）薬務主管課長 殿

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

特定麻薬向精神薬原料に係る管理の強化について

特定麻薬向精神薬原料については、化学反応により麻薬又は向精神薬に転換されるものであることから、従来から麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。）に基づく管理を徹底するようお願いしているところです。

今般、欧米諸国をはじめ世界的に乱用が問題となっているフェンタニルについて、その原料として使用される特定麻薬向精神薬原料の管理の強化が必要とされるため、下記のとおり、各都道府県に届け出ている特定麻薬等原料卸小売業者に対して指導の徹底をよろしくお願いします。

なお、別添のとおり、本日付けで一般社団法人日本化学工業協会及び一般社団法人日本化学品輸出入協会に対し、特定麻薬向精神薬原料の疑わしい取引の届出に係る留意点等についての事務連絡文書を発出していることを申し添えます。

記

法第 50 条の 33 に基づく事故等の届出の実施につき、改めて指導を徹底すること。特に、特定麻薬向精神薬原料のうち、フェンタニルの原料として使用される物質を取り扱う特定麻薬等原料卸小売業者に対しては、疑わしいと思われる取引について積極的に届出するよう指導を行うこととともに、法第 50 条の 38 第 2 項に基づく立入検査を検討するとともに、可能な限り対面での指導を行い、その結果を踏まえ、適切な対応を講じること。

以上